

件名	愛媛県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、標記条例を改正する。</p> <p>2 改正内容 幼保連携型認定こども園に関する次の事項について、国の法令改正内容に合わせて規定を改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務継続計画（BCP）策定の努力義務化 ○柔軟な運営のための規定の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・園児数に関わらず看護師等を1名に限って保育士とみなすことを可能とする（現行は、乳児が4人以上在籍する園のみ適用） ・幼保連携型認定こども園と障害児関連施設等を併設する場合、園の設備や職員を併設施設と兼用可能とする <p>3 その他 今回の開始にあわせて、条例の規定の仕方について、省令の規定を引用する「引用方式」により改正する。</p>	
施行日	令和5年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	